

Title	ジェラルール・ブシャール (丹羽卓監訳) 『間文化主義：多文化共生の新しい可能性』
Sub Title	Bouchard, Gérard (Translated by Niwa, Takashi et al.), L'interculturalisme : Un point de vue québécois
Author	関根, 政美 (Sekine, Masami)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.92, No.4 (2019. 4) ,p.111- 122
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20190428-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

ジェラール・ブシャール（丹羽卓監訳）
インターカルチュラルイズム

『間文化主義——多文化共生の新しい可能性——』

はじめに

今回の「紹介と批評」で取りあげる本書は、カナダ連邦政府が一九七一年に導入した多文化主義を一貫して拒否し続けているフランス語系カナダ人がマジヨリテイの「ケベック州」の社会統合を進めるためには、多文化主義に替わるインターカルチュラルイズムのほうがよいと強く推奨するケベック大学のジェラール・ブシャール教授がその主張をわかりやすくまとめた本（Gérard Bouchard, *L'interculturalisme. Un point de vue québécois* (Montréal: Borel 2012)) の翻訳である。ただし、同教授による「ケベックの生成と新世界」（彩流社、二〇〇七年）の監訳者である竹中豊氏が指摘するように、筆者の文体は、「いささか饒舌で重複の目立つ文体」であることは本訳書におい

ても変わらないが、ケベックの特殊性を強調する本書のテーマそのものが賛否両論の多い繊細で微妙なものであることを考えると仕方ない。議論そのものは多少抽象的だが明確で体系的である。

本書の執筆者はケベック大学シクチミ校の教授として活動し、歴史学・社会学の業績がある。筆者はケベック州首相を務めたことがある兄のリュシアン・ブシャール（ケベック党、一九九六年—二〇〇一年）の弟だと紹介されるのが普通だったが、二〇〇七年—二〇〇八年のケベック州政府の「文化的差異に関わる調整の実践に関する諮問委員会」の共同委員長をチャールズ・テイラーとともに務めて以降大きく注目されるようになり、ケベックの間文化主義の伝道者として欧米だけでなく日本にも訪れている。近年EUにおいて多文化主義は失敗したので、それに替わるインターカルチュラルイズムを推奨する動きが強くなると同時に、メルケル独首相、キャメロン英首相、そしてサルコジ仏大統領が二〇一〇年代初頭に「多文化主義の失敗」を論じ、多文化主義の評判は大いに傷ついているが、それに替わる間文化主義とはどのようなもので、どのように多文化主義と違うのか体系的に論じた本書に注目しないわけにはいかないのどこに扱いたい。ただし、ケベックで論じら

れる間文化主義とEUのそれとは多少異なったものであることは前もって注意しておきたい。

紹介

目次は以下の通りである。

序章

第一章 ケベックの間文化主義の条件と基盤

第二章 ケベックの間文化主義——定義の試み

第三章 間文化主義と多文化主義

第四章 間文化主義の批判と擁護

第五章 包摂的なライシテのために

結論

展望——間文化主義とケベックのために

後書き

(訳者後書き、文献一覧含んで四〇〇頁)

本書の概要

以下各章の概略を紹介する。序章は、本書で著者が明らかにしたいことを紹介する。まず、著者がカナダの多文化主義は歴史的にフランス語系カナダ人がマジョリティであるケベック州にはふさわしくないと論じる。しかし、筆者

はカナダからケベックを独立させようとする過激なナショナリストではないこと、むしろ、それに反対するとともに、カナダ連邦での地位を守りつつもケベックをフランス語とフランス語系文化に根付く、リベラルな価値を中核に置いて、州人口の多様化が急激に進む多文化社会ケベックの安定の統合のための方策として間文化主義を論じたいとする。要するに本書では、(a)カナダ多文化主義の拒否、(b)同化モデルの拒否、(c)ケベック社会の基本的価値に基づく統合の重要性について論じることを予告する。最後に、間文化主義への支持は高まりつつあるが、誤解からの反対も今なお根強いので、批判への反論もまだまだ必要だという。

第一章では、以下のことが論じられる。

① ケベックが北米では大変例外的な存在であり、ケベックのマジョリティであるフランス語系カナダ人によるケベックは一つのネイションであること。

② ケベックにおいてマジョリティのフランス語系カナダ人は、同時に北米・カナダにおけるマイノリティであるという二重の性格をもつ。

③ ケベックの人口多様化にともない、伝統文化・言語と新しい住民の文化・言語統合と多様性の管理が重要な課題となっている。

- ④ マジヨリテイであり、同時にマイノリティであるという二重の立場が、ケベックネイションの脆弱性となっている。
- ⑤ フランス文化の重要な要素であるカトリック信仰は、ライシテの観点からケベックネイションの構成要素には入れない。
- ⑥ ケベックは個人の権利を尊重し、自由主義の伝統をもつので多様性を尊重する多元主義を受け入れてはいるものの、依然として他の社会同様に外国人嫌い、自文化中心主義者は存在する。
- ⑦ 個人の権利を尊重すると同時に、集合体としてのケベックの集合的権利も尊重する。
- ⑧ ケベックのフランス語系文化・言語はカナダの英文化・言語とグローバルゼーションに付随する英文化・言語の圧力のもとにある。
- ⑨ 社会の統合には、普遍的で抽象的なシヴィックな原理原則を採用するだけでは不十分。必ずや象徴的な絆、帰属、記憶、価値、将来計画であるアイデンティティなどの構成要素が必要である。
- ⑩ 二〇〇七年から〇八年にかけて行われた「妥当なる調整」においては、多様性に基づく紛争・対立の調整と同

時に、マジヨリティフランス語系住民のもつ、ケベックの伝統文化・言語の将来が危ぶまれるとの不安・不満が数多く寄せられたことに対応する必要がある。

このような問題に対応する必要を論じた後に、筆者は、多文化社会化する社会の統合には、均質的な一元的モデルではなく、多様性を包摂する多元的モデルが必要だが、中核文化・言語のない多元的社会統合モデル（カナダ多文化主義）などは不十分なので多元的であると同時に二元的なモデルこそが、ケベックには必要だと説く。

第二章は以上の条件を踏まえて間文化主義について論じる。州政府による間文化主義の公的な承認がないのは間文化主義への理解が広く行き渡っていないからだとした後、以下のように、間文化主義の基本的特徴を列挙する。間文化主義は、①公共生活の共通語がフランス語であること、②全州民の参加と貢献が期待され、奨励される民主的な社会であること、③基本的な民主的価値の尊重と共同体間の交流の必要性を確保するという枠組みの下で、さまざまな貢献に開かれた多元主義的社会であること、という三つの原則のもと以下の七つの構成要素をもつものだとする。

- ① デモクラシーと多元主義の精神の尊重に基づく権利の尊重。そこから以下の四つの要請が導き出される。(a)あ

らゆる市民の経済および社会への組み込み。(b)マイノリティと移民を抑圧する不平等および支配関係に対する戦い。(c)あらゆる形態の差別あるいは人種主義の拒絶。(d)市民・政治活動にあらゆる市民が参加できることを保証する必要がある。

② 市民活動および共通文化の主要言語であり、ケベックの公用語であり、ケベックの独自性の基盤であり、そして統合媒体であるフランス語の振興。

③ ケベックネイションを、その多様性を丸ごと考慮に入れて考えること。その多様性は、(a)フランス語系カナダの遺産から生じたフランス語系マジヨリティと(b)エスニック文化マイノリティ(ナショナル・マイノリティの地位にある英語系ケベック人を含む)から形成される。それだけでなく、アイデンティティと帰属という点で、各構成要素が自らの将来を確実なものにしようとすることは正当であるとの相互承認がそれに加わる。

④ 統合の強調。ただし、それは、ケベック人全体を繋ぎ、異文化を調和させる相互性の原則を求める倫理契約と調和していなければならない。

⑤ 統合の障害、または差別の源泉であるステレオタイプに対する闘争の手段として、文化間の相互作用、歩み寄

り、交流を推奨する。

⑥ 多様性の出合いの場となる一つの共通文化の発展。それは、主に諸々の価値と一つの記憶を共有することによって形成され、マジヨリティとさまざまなマイノリティが相互尊重のなかでそれぞれの貢献を結び合わせることに よって育まれる。

⑦ 一つのアイデンティティ、一つの帰属意識、そして一つのケベックのネイション文化の推進、ここでいうケベックのネイション文化とは、マジヨリティ文化、さまざまなマイノリティ文化、そして共通文化の三つの糸が織りなすもので、恒常的に発展し、外部からの貢献に大きく開かれているものである。

より一般的に言えば、間文化主義の特徴は、時に競合する信仰、伝統、習慣および理想に折り合いをつける際に、ケベックの基本的価値を尊重しつつ、バランスを追求する点にある。

間文化主義の構成要素は、簡略的に表示すると、フランス語、二元性(マジヨリティとマイノリティ関係の存在を意識すること)、統合、歩み寄りと相互作用、一つの共通文化、一つのネイション文化、そして、バランスということになる。

第三章では、多文化主義と間文化主義が対比され、前者よりも後者の方がケベックにより適合するという。筆者によると多文化主義の特色は以下の通り。

(a) ネイションは個人と集団の集まりとして定義される。多文化主義においては、ネイション文化とかマジョリティ文化の存在は認められない。

(b) 社会を断片化の危機に晒すほど、社会統合を脅かす多様性について開かれた思想である。

(c) 相対主義に陥った多元主義を実践する。その実践は、基本的に普遍的な諸価値を犠牲にしてなされる。

(d) エスニック文化マイノリティを振興する。だが、その結果、自らが帰属する共同体と距離を置きたいと願うマイノリティの人々を共同体のなかに押し留め、そこから出られなくしてしまう。

以上のように多文化主義の特徴をまとめたらうで筆者は、両者の違いを以下のようにまとめる。

① 最も決定的で最も明らかな要素は間文化主義がケベックネイションを受け入れ社会として丸ごととらえていることである。他方、多文化主義はカナダのモザイクを構成するあらゆるエスニック集団(あるいは「集合体」)のなかの一つとして認めるのは「ケベック人のなかで

も」フランス語系カナダ人にルーツをもつケベック人のみである。一般的に言って、多文化主義は複数のネイションからなるカナダという概念を拒絶している(一九八八年法を参照せよ)。

② 間文化主義の場合、マジョリティ文化の存在を認め一つの共通文化、一つのネイション文化の発展を主張するが、多文化主義の場合は(カナダにはマジョリティ文化は存在せず、多様性こそが同国の基本的特徴であるとする立場から)英語系カナダには「彼ら/われわれの関係の認識はほとんど見られない。

③ フランス語系ケベック人は、自身がマイノリティであるため、社会的文化的な分断化、周縁化、ゲッター化といった社会形態を基本的に恐れている。それゆえに間文化主義は統合を格別に強調する。多文化主義はこうした関心を同等に育ててはこなかった。

④ 集合体という価値の側面を間文化主義は強調するが多文化主義は軽視する。

⑤ 間文化主義は言語の保護を重視しているが、それは多文化主義にはあまり見られない(英語はグローバル言語だがフランス語は違うので、ケベックの移民の多くはフランス語より英語を重視するという事情も影響してい

る)。

⑥ 多文化主義は一般に社会のなかのマイノリティの保護を重視するが、フランス語系住民の多いケベックのようなマジヨリティ・マイノリティ(マイノリティネイション)のような存在に対しては無関心である。

⑦ 間文化主義では、ケベック住民のもつ歴史的記憶が重視され集合的価値が尊重され、ネイションの要素の一つとしての集合的記憶や歴史の共有を重視するが、多文化主義は、言語・記憶・歴史などへの関心を同等には涵養してこなかった。

⑧ 間文化主義では異文化の間の衝突を調整する際に統合が重視されるが、多文化主義では、統合への関心は低い。

⑨ 間文化主義では、ケベックの伝統的宗教ではあるが、カトリック信仰をライシテの観点からケベックネイションの要素から排除しているが、多文化主義では政教分離への関心は低いようである(英国国教の重視)。

⑩ 間文化主義ではケベックの共通文化の形成を重視するが、多文化主義にはカナダの共通文化形成への意欲は感じられない。

以上の項目整理はその前のものとは異なる。筆者による多文化主義と間文化主義の対比は一〇項目数頁にまとめら

れているが長文なので、評者が概略的にまとめ直した。筆者の主張は、多文化主義は社会を統合する核となる文化・言語を認めず、国内のマイノリティ文化・言語の存続を重視し社会統合は軽視し、社会の分裂さえ厭わないので統合政策とは言えないしろもので、その真逆なものが間文化主義ということになる。少々言い過ぎではないかと思えるので、カナダあるいはオーストラリアの多文化主義研究者が筆者による多文化主義のまとめを、単純化し過ぎたものだと批判的にみる可能性が高いが、その点を見越して筆者はカナダの多文化主義は導入された時より変化している「流動的ハイブリッド」なものとして以下のように整理する。

つまり、①一九七〇年代の導入時の多文化主義は、言語と文化の多様性の保護と振興が重視されていたが、②一九八〇年代からは社会的領域(不平等と排斥に対する戦い)と同時に、人種差別との戦いがとくに表明された法的要素が重要になるとともに、マイノリティの民族的伝統の保護を目指すプログラムは次第に取りやめられるようになった。③一九九〇年代から二〇〇〇年代にかけては、集合体の一体性、統合と共通価値、カナダへの帰属意識、そしてカナダアイデンティティの形成(あるいは強化)への関心が増大した。これは、強力なカナダ文化への移民の統合が国民

によって要求されはじめたからでもあるが、このような変化は多文化主義の間文化主義化への進化といつてよいのではないかと筆者はいう。

以上、間文化主義とは何か、多文化主義とはどう違うのかという議論をしてきた上で、間文化主義はケベックという特殊な社会状況にはカナダの多文化主義より適合的だといふだけでなく、他の多文化社会にも適合すると主張してきたのだが、第四章では、間文化主義に対してはケベックだけでも多種多様な批判が存在することを正直に列挙して明らかにし、批判に丹念に対応している。その批判は確かに間文化主義が多文化主義よりケベック文化を重視しているが、多文化主義同様に多元主義であるからケベックの伝統的文化の将来は不安だというケベック文化の脆弱性を基にする「文化的批判」と、多文化社会の統合には民族主義的でエスニックな要素に依存した統合より、シヴィックな価値や要素に基づく統合で十分だから、エスニックな内容を強調する間文化主義は結局、マイノリティ文化・言語の抑圧につながるという「法的な批判」が存在することを論じている。

また第五章では、間文化主義を考えるうえでライシテ（世俗主義・政教分離主義）が英語圏よりフランス文化圏

では強調される傾向があり問題だとして、ライシテ原理主義的な観点からすべての宗教を否定するような「排他的なライシテ」に至ることがあり、マイノリティ抑圧につながるらないように、間文化主義に従った、「包摂的なライシテ」を推奨する。これは、イスラーム教徒の増大を意識した議論だが、間文化主義の成功にはこの点が重要だとする。最後の結論では、改めてケベックのようなマジヨリテイがマイノリティでもあるという特殊な多文化社会状況には多文化主義よりは間文化主義が妥当するが、しかし、第四章で明らかにしたように、右派からも左派からも批判された上に、連邦政府からも冷淡に扱われていることから、まだまだやるべきことは多いとして本論を閉じることから、まだ最後書きで、ケベックでも欧州同様に公務員は宗教的なシンボルや衣服の着用をライシテの観点から認めないことを含む「ケベック価値憲章」の法制化を目標むケベック州ケベック党政権の動きを批判して、より中庸な間文化主義の重要性を強調する。

批評

間文化主義あるいはインタールチュラリズムの議論は、常に多文化主義が失敗したという議論と一対になって論じ

られることが多いことから、長い間オーストラリア研究者として「オーストラリア多文化主義」を研究してきた評者としては無視できない。本書を一読したところでの最初の印象は、失礼だが間文化主義はポピュリズムの一種ではないのか、やけにネイションとしてのケベック（ケベックネイション）とフランス語が過大に重視されているし、ケベックではそもそも移民の子女はフランス語の教育を義務付けられている上に（一九七七年第一〇一号法案に基づくフランス語憲章）、こんなにもケベックのネイションとしての地位とその中核性、すなわち創設文化としてのケベック文化と共通言語としてのフランス語の存在意義の強調は必要ではないかとさえ思えた。いずれにせよ、多文化共生を目指す議論としてはネイションと統合がしばしば過剰に強調されることに大いに違和感をもった。

そもそも国際移民のグローバルゼーションの時代に国民国家の動揺とナショナルアイデンティティの揺らぎと断片化・多様化が指摘され、とくに移民若者がホスト社会の移民コミュニティや国民アイデンティティを身につけるのではなく、インターネットでより広がった繋がりであるポストナショナルあるいはグローバルアイデンティティをもつ動きが強まり、古典的アイデンティティの議論は時代遅れ

だとして同概念の使用をやめようという議論さえ出ている時代になんとも奇妙な議論だと感じたのが正直なところであった。ケベック文学の世界ではネイションへの拘りとナショナルアイデンティティを超越しようとするトランスカルチュラリズム（文化横断主義）の展開も生じている時代である。確かに本質主義的文化観と、ケベックネイションをフランス語系カナダ人の期待するフランス的文化によって統合するという過激な主張は退けられてはいるものの、マジヨリティネイションとそれを中心とした統合が過度に強調される傾向は最近のオーストラリア多文化主義においても強まってきており致し方ないのかもしれないが、このような議論を日本にそのまま当てはめることには慎重になるべきだろう。いろいろ欠点はあるけれど多文化主義の方がまだましのように思えるし、ネイションを強調するのかもしれないのかという点が両者の大きな違いだとすれば、その他の点ではあまり違いはないと思われる。

しかしながら、間文化主義はなぜそれほどまでにケベックのネイション性を強調し、ケベックはネイションであり、多元主義を採用しつつも創設文化あるいは創設文化を核にしつつマイノリティ文化とのバランスをとりつつ新たに共通文化を形成していくことが統合のために必要だと主張す

るのか、その理由が気になる。その一つはケベックをネイションと考え、その存続と自立を望む人々がケベックのフランス語系住民にはまだ多く、その人々は多文化主義と間文化主義などの多元主義そのものに反対しているの、間文化主義はケベックネイションを大切にすることを認識させたかったのであろうが（間文化主義反対者への配慮）、さらに重要な理由はなぜそのような人々が多いのかを考えるためにはケベックの歴史を見る必要があると思えたので、ケベックの歴史を多少調べたところ、なるほどと思った次第である。

素人理解だが以下のようにまとめた。最初に現在のカナダに移住したのはフランス人であり、フランス語系移民が現在のケベック州地域に集住していたのだが、後から移住してきた英国系移民が、結局は数的にはマイノリティだが、ケベックを英国の植民地としてカナダに併合して以来、長い間英国領カナダのマイノリティとして屈辱的な生活を強いられ、英語と英文化の強制の下でフランス語系カナダ人の文化・言語は常にその存続が脅かされていた脆弱な存在だったのである（生き残りパラダイムに基づくネイション）。英国系住民はフランス文化系住民の特別な地位を認めてはいいたものの、実際にはフランス語系住民は二流市民

であった。社会経済的にも地方農村や都市の下層社会に押し込められていた。

この状態は、一九六〇年代の「静かなる革命」の時代を迎える時まで継続し、同革命を経てようやく日の当たる場所に出てきたのがフランス語系カナダ人であり、一九六〇年代にケベックナショナリズムが燃え盛り、自らのネイションを実現しようとした時に、筆者が言うように支配的マジョリティの文化の存在を否定し、集合体的的地位を軽視するカナダ多文化主義が、ケベック出身者で連邦主義者であったトルドー首相によって導入されたのである。その結果、多文化主義によってネイションとしてのケベックの存在が無視されると同時に、他のより新しい移民集団と同様なエスニックマイノリティ集団の一つとして扱われたのだから、筆者だけでなく、たいいていのフランス語系カナダ人であれば腹立たしい気分になるだろう。旧英領北アメリカ法を踏襲した一九八二年憲法を拒否しているケベック州なら当然であろう。なお筆者は、本文冒頭に引用した著書で南北アメリカとオーストラリア、ニュージーランドにおけるネイションの生成とアイデンティティ形成の比較研究を行っているが、そのなかで未だ独立を達成できないケベックネイションが大きく扱われているということも付け

加えておきたい

間文化主義は、ケベックにおける一九六〇年代の「静かなる革命」以後、ケベック社会が近代化・産業化されると同時に、フランス語系カナダ人の社会・経済的地位が向上した時に、カナダ連邦が人口の多様化を進め、一九七一年に多文化主義を採用したことに反発したケベック州政府が多文化主義を拒否しながらも他方で独自に多様性を統合する施策として、独自に導入し、規模を拡大してきたのが間文化主義であり、それに対する支持は強まっているが、連邦政府の多文化主義のように法的に承認されてはいないので、筆者は早く法的に認知されることを望んでいる。

このような歴史的経緯を考慮すれば間文化主義の導入を筆者が強く推奨することはよく理解できるし、ケベックネイションを重視しながら、国際移民の増加で多文化社会化するケベックの現実を考慮して、中庸な多元的統合モデルとしての間文化主義に対する理解も進む。ついでながら統合が十分可能だという自信に満ちた筆者の議論もケベックの歴史と関係しそうである。つまりケベックのマジョリティであるフランス語系カナダ人(ケベック人)はマジヨリティとはいえず、歴史的に英語系カナダのなかの脆弱なマイノリティであり、その経済・社会的地位は戦後の新たな

移民のそれらとはあまり変わらないこと、また非フランス語系新移民の多くは子女にフランス語と同時に英語を勉強させて社会的上昇を求める戦略の選択が可能であったことから、フランス語系カナダ人と非フランス語系移民集団との社会的格差や距離・軋轢は大きくなく、他の多文化社会にみられるような支配―従属関係は強くないということから、統合は可能であり、それは抑圧的なものではないし、マジヨリティ文化の重視とエスニックマイノリティ文化の差異をバランスよく調整することは可能、という社会的現実があるので、筆者は統合が実際に可能であると同時に、すべきだという議論をするのであろう。こうした歴史を考慮するとケベックネイションと統合が大きく強調されることも理解できる。そして、EUが推奨するインターカルチュラリズムともケベックのインターカルチュラリズム(間文化主義)が異なることも理解できる。

また、本書を読んでカナダ多文化主義の特異な性格も理解できたような気がする。つまり、オーストラリアの多文化主義を研究している者からみて、カナダの多文化主義のより急進的な姿が見えてくる。オーストラリアにはケベックのような存在はない。カナダの場合、静かなる革命を経てナシヨナリズムを強化したケベックは、急進化してカナ

ダからの独立を求める存在となり、対応に窮したカナダ連邦政府はフランス語とフランス文化を対等の存在とする二文化主義を導入したが、同時に増加する新移民の要請に従い、多文化主義を導入したのだが、その多文化主義がケベックの反発を拡大したのである。多文化主義を導入する際に、トルドー首相がカナダには「マジョリティもマイノリティもない多文化社会だ」と規定したのは、ケベックナシヨナリズムを抑えるためだったが、マジョリティ文化はないと言いつつも、結局はカナダでもケベックでも英語・英文化の優位性は維持されていたのだから、ケベックの反発はまずカナダからの独立運動に結晶化したのである。

それは一九八〇年と一九九五年のケベック独立を求める州民投票となったが、それらが不成立になったことから間文化主義への支持が強まったのだと思われる。オーストラリアの多文化主義には、マジョリティ文化の存在を否定する要素はない。むしろ、アジア・太平洋国家化する社会変動に対応して多文化社会オーストラリアの統合と社会的結束を維持するために、英語と英豪文化複合アイデンティティとともにシヴィックな価値を「オーストラリア文化・価値」として移民への市民教育を推進し統合を進めるといふリベラルナシヨナリズムの傾向が強いが、ホワイトエス

ニックな要素の強調に対してはケベックの間文化主義に比べ相当に慎重である。その点で、ケベックの反発を抑えるためのカナダ多文化主義はより急進的だったのに対して、アジア諸国に取り囲まれかつては白豪主義国家として有名だったオーストラリアの多文化主義はより中庸なものになったのである。両者の違いがより鮮明になった。とはいえ、それはカナダの多文化主義が筆者の指摘する通りのものであるならばの話であるが。

筆者によるカナダ多文化主義の理解が果たして正しいのかどうか評価する力は評者にはないが、多少単純化されて欠点が強調され過ぎているのではないかと思われる。ただし、筆者によるカナダ多文化主義の変化史についての議論は、オーストラリアの多文化主義の歴史にも当てはまるものと思われる。その点で筆者の多文化主義理解はしっかりしているのではないかとも思われる。往々にして多文化主義の批判者の議論が、筆者の指摘するようなカナダ多文化主義の変遷を無視して初期の多文化主義を前提にして批判しているのに比べると高く評価できるし、多文化主義批判の論点のいくつかはその通りと頷くしかない。とはいえ、ケベックのマイノリティ・マジョリティとしての地位に基づくネイションとしてのケベックを認めないからとして、

多文化主義と間文化主義の政策面での類似的な側面について十分議論することなく、一方的に間文化主義を持ち上げるのはフェアな態度とは言えないのではないか。また、筆者は多文化主義が変容して間文化主義に類似しはじめているとしているが、具体的な政策において大きな違いはライシテとネイションの存在についてだけだとするならば、筆者の多文化主義失敗論をやすやすと受け入れるわけにはいかない。オーストラリアの多文化主義は近年終焉したといわれることもあるが、当初より社会的結束と統合の重要性と公用語としての英語と相互理解と文化交流によるパランスのとれた統合は前提とされていたのである。間文化主義は、「マイノリティ優先のためのカナダ多文化主義」に対抗する「マジョリティ優先のためのケベック多文化主義」といってよいのではないか

脆弱なネイションであるケベック文化を守りたいとして多文化主義と間文化主義に反対するフランス語系カナダ人の不安を緩和しつつ・多文化社会のケベックのマイノリティ文化を保護しつつ統合しようとするのが間文化主義であるが、今後、多文化主義と間文化主義の冷静な比較研究が要請される。ただ、多文化主義にしる、間文化主義にしる、双方とも国家あるいは州のマジョリティがマイノリ

ティの増加にともなう多文化社会化を前にして、マジョリティの都合に合わせた上から目線による社会統合政策であり、マジョリティが多文化性を管理するのは当然という論理に変わりなく、マイノリティ移民や先住民からみた双方の施策が、真に受け入れ可能なものかどうか考慮することもおそらく必要だろう。なお最後に、カナダの移民政策と移民統合のための多文化主義については、加藤普章『カナダの多文化主義と移民統合』（東京大学出版会、二〇一八年）をあわせて参照されたい。

（彩流社、二〇一七年）

関根 政美